

## 本検討会における検討事項について

### ＜飛驒センターの令和9年度以降の運営に係る基本的な考え方＞

県では、飛驒センターの令和9年度以降の運営については、サウンディングの状況や県の財政的見地、地元自治体や関係者の御意向、代替施設の確保状況などを踏まえつつ、そのあり方を検討することとしている。

本検討会においては、「地元自治体や関係者の御意向」、「代替施設の確保状況」に関し、下記の事項について関係市村から御意見を伺い、これを参考としつつ、県として総合的に令和9年度以降の運営方針を決定していく。

### （飛驒センターに残すべき機能、行政利用の可能性に係る協議）

- 利用者はじめ地元関係者の意見を踏まえた上で、飛驒センターに残すべき機能について
- 地元自治体主導による行政利用の可能性について

### （代替施設の確保に向けた協議）

- 飛驒センターの施設利用の現状と、代替候補となり得る施設の確保状況を踏まえ、センター利用者の移行先施設の確保に向けた対応について

など